

日本スポーツアカデミー 規約

『名称』

第1条 本クラブは、日本スポーツアカデミー（以下「アカデミー」という）と称す。

『所在地』

第2条 本アカデミーは、〒305-0032 茨城県つくば市竹園3丁目18番地2 E棟2階201番に事務所を置く。

『目的』

第3条 本アカデミーは日本国内の子ども達に対してスポーツを通し基本的な人間教育を行うとともに、保護者や指導者の育成事業を行う。また地域住民の健全育成と地域住民の健康増進に寄与することを目的とする。さらにトップアスリートの育成も目指す。

『会員資格及び入会手続き』

第4条 本アカデミーに入会するものは以下の条件を備えなければならない。
①本規約に賛同した者であること。
②スポーツを行うに適した健康状態であること。
③親権者の許可を得た者であること。
④入会希望者は所定の入会書類一式に必要事項を記入捺印し、提出すること。

『活動ウェア・会費及びお支払い方法』

第5条 活動ウェア、会費、お支払い方法は別紙案内による。一旦納入された各費用は原則として返還しない。

『休会』

第6条 ①会員都合により休会する場合は、休会する前月の10日までに所定の用紙を提出し、本アカデミーの承認を得るものとする。但し怪我の場合は除く。
②休会期間は原則最長でその年度内とする。
③復帰する際は、希望月を申し出、再開届を提出し、本アカデミーの承認を得るものとする。

『退会』

第7条 退会を希望する者は、退会する月の10日までに所定の用紙を提出し、本アカデミーに申し出る。当月末日をもって退会となる。

『活動期間』

第8条 本アカデミー活動期間は原則として毎年4月～翌年3月末までとする。

『変更事項』

第9条 会員は氏名、住所、連絡先等について変更があった場合は速やかに変更事項をご連絡すること。

『保険』

第10条 ①入会時には、必ずスポーツ保険に加入しなければならない。
②スポーツ保険は活動中、または自宅から当クラブまでの往復中での交通事故等による負傷を対象とする。
③補償は当該スポーツ保険の補償範囲内でのみ補償する。

『負傷時の対応』

第11条 会員が活動中に負傷した場合、当アカデミースタッフにおいて応急処置をし、必要に応じて病院への搬送等を行う。

『振替え』

第12条 ①屋外でのスポーツは雨天の場合、体育館が使える場合は振替えますが、使用できない場合は中止（休講）とする。
②活動中止の連絡は、原則としてLINEの斉送信とする。

『スクール休講・閉鎖』

第13条 本アカデミーは、天災地変、社会情勢の変化、その他本アカデミーの存続を困難とする事由が生じたときは無条件に休講・閉鎖ができるものとする。

『除名』

第14条 次の各事項のいずれかに該当するとき、その他、本アカデミーが会員として不適当と判断した者に対し、本アカデミー会員より除名できるものとする。
① 本アカデミーの名誉を傷つけることや他の会員に著しく迷惑となる行為があったとき。
② 本アカデミー規約及びその他の規約に違反したとき。
③ 会費等を理由なく2ヶ月以上滞納し、本アカデミーより催促を受けても所定期日までに支払われないとき。

『コースの新設・廃止等』

第15条 本アカデミーは利用状況等により1ヶ月以上前の予告をもってコースの新設、曜日及び時間変更・または廃止をすることができる。

『遵守事項』

第16条 本アカデミー会員及びその保護者は、次の事項を遵守しなければならない。
① 本規約及び必要に応じて本アカデミーが別に定める諸規則、諸規定を遵守しなければならない。
② 各アカデミー会場での諸規則を遵守しなければならない。
③ 本アカデミーの指導方針及び各コーチの指示に従うこと。

『運営・広報活動への利用』

第17条 運営・広報活動のため、本アカデミー活動中の写真等をホームページ・パンフレット等に掲載することがある。会員及び保護者はこれを了承の上、入会したものとする。但し、特別な理由がある場合は申し出ること。

『免責』

第18条 ①本アカデミー内で起きた事故やトラブル、紛失、盗難等については、本アカデミーに故意または過失があった場合を除き、本アカデミーには一切の賠償責任を負わない。
②天災などの不可抗力の事由により生じた事故については、本アカデミーは一切責任を負わない。
③会員が活動中に施設内で他の会員または第三者ならびに施設等に損害を与えた場合は、故意又は過失があった場合を除き本アカデミーは一切の賠償責任を負わない。
④送迎ボランティアは自動車任意保険に加入の方のみ課する。
⑤送迎中に起きた事故については、任意保険の範囲内で賠償する。

『付則』

第19条 本アカデミーは必要に応じ、随時本規約を改正することができ、本規約に定めのない事項については細則を定めることができるものとする。それらの効力はすべての会員及びその保護者に及ぶものとする。

『施行』

第20条 本規約は、2013年10月1日より施行する。
本規約は 2020年8月2日一部改正する。